

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

取引先企業の事業承継課題に独立行政法人中小企業基盤整備機構、埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター等、外部支援機関連携により伴走して取り組みます。

b. IT実装支援

埼玉県DX推進支援ネットワーク、独立行政法人中小企業基盤整備機構、公益財団法人さいたま市産業創造財団、商工会議所等と連携し、IT導入の助成金・補助金等の情報提供、DX化の推進を支援します。

c. 専門人材マッチング

埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点、産業雇用安定センターを活用し、外部支援機関連携により取引先企業の人材不足による課題解決に取り組みます。

d. ビジネスマッチング

事業先の課題解決をしんきんコネクト（信金中央金庫）、あおしんビジネスクラブ、自金庫マッチングを活用し、積極的に取り組んでまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は、取引に基づく適正な支払期日を遵守し、振込等の適切な方法で支払います。

④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当金庫は、令和5年6月に創立75周年を迎えます。「First Call Shinkin Bank」～地域一番の金融サービスを目指して～を展開しております。お客様の課題解決に職員一人一人が真摯に取り組んでまいります。

2023年4月3日

青木信用金庫

企業名

理事長 木滝 崇弘

役職・氏名（代表権を有する者）